

# 境港昭和南岸壁入出港船舶運用マニュアル（バイオマス燃料輸送船）

令和3年10月1日

境港港湾安全対策協議会

境港昭和南1号、2号岸壁への下記対象船舶の入出港に際しては、令和元年度に実施した境港（外港昭和南地区）大型貨物船入出港に伴う船舶航行安全対策検討委員会の報告書を基に作成したこの運用マニュアルにより、操船及び係留中の安全対策を講じたうえ、運用を図るものとする。

## 1 対象船舶

対象船舶は、昭和南1号岸壁及び2号岸壁に跨がって係留する15,000DWTを超え、表1の最大船舶までのバイオマス燃料輸送船とする。

表1 最大船舶の主要な諸元（66,000DWT級バイオマス燃料輸送船）

項目		入港時	出港時
総トン数	GT	38,227 t	
全長	Loa	199.99 m	
垂線間長	Lpp	192.90 m	
型幅	B	36.00 m	
型深	D	18.48 m	
満載喫水	ds	12.90 m	
載貨重量トン数	DWT	66,613 t	
喫水	船首	9.00 m	3.92 m
	船尾	9.00 m	6.79 m
排水トン数(排水量)	DT	52,400 t	29,424 t
風圧面積	正面	745 m <sup>2</sup>	876 m <sup>2</sup>
	側面	3,291 m <sup>2</sup>	3,905 m <sup>2</sup>
流圧面積	正面	323 m <sup>2</sup>	192 m <sup>2</sup>
	側面	1,725 m <sup>2</sup>	1,111 m <sup>2</sup>
プロペラ		FPP×1	
舵		普通舵	

## 2 対象区域

対象区域は、境港第1号灯浮標以西の第二航路及び昭和南1号、2号岸壁前面海域とする。  
(以下「第二航路等」という)

(別紙1 「区域平面図」参照)

### 3 対象岸壁

対象岸壁の公称能力は、以下のとおり。

昭和南1号岸壁 係船能力 40,000 DWT

水深 13.0m 延長 270m 係船柱 35, 70, 100, 150kN

昭和南2号岸壁 係船能力 15,000 DWT

水深 10.0m 延長 185m 係船柱 35, 70, 150kN

### 4 安全管理体制

(1) 境港管理組合は、対象船舶の入出港における安全運航及び係留中の安全を確保するため、境港港湾安全対策協議会（以下「協議会」という。）を活用して、協議会関係者（中海3港湾（米子港、松江港、安来港）の港湾管理者及び水域利用者を含む。）の協力、理解を得て管理体制を整備し、情報の一元化、安全対策の履行及び緊急時の対応等の安全確保に必要な措置を確実に講じる。

(2) 対象船舶の船舶代理店は、対象船舶の船長に対し事前に本マニュアルの内容の説明を行い、これを履行させるものとする。

### 5 入出港及び係留中における安全対策

#### (1) 運航調整

対象船舶が境港防波堤灯台付近通航時、及び昭和南1号、2号岸壁前での回頭時には他船との競合を回避するため、境港管理組合は協議会関係者に対して、対象船舶の入出港日時を情報提供し、相互に船舶の安全を確保するよう要請する。

手順については、別添「対象船舶入出港時の連絡手順書」のとおりとする。

#### (2) 気象海象条件

対象船舶の入出港に際しては、表2のとおりとし、次の事項を遵守する。

条件を満たしている場合であっても、船長又は水先人が入出港に際して危険と判断した場合（停泊中に係留基準を超えることが予想される場合等）には入出港を中止する。

表2 気象・海象基準

風速	12m/s以下
波高	1.5m以下
視程	1,000m以上

※風速：10分間平均風速，波高：有義波高

#### イ 風速

風速データ等は、対象船舶設置風向風速計のほか、境港管理組合で設置している境港国際旅客ターミナル風向風速計及び国際コンテナターミナル風向風速計から総合的に判断する。

#### ロ 波高

水先人上下船位置の波高とする。

#### ハ 視界

港内視界とする。

### (3) 余裕水深の確保

対象船舶の入出港に際しては、昭和南2号岸壁前面の水深が-10.0mであることを考慮して、潮汐及びうねり等の波浪影響への配慮も含め、対象船舶の喫水の10%以上の十分な余裕水深を確保する。(別紙3 「水深確保範囲図」参照)

### (4) 第二航路航行の時間帯

対象船舶の入出港に当たっての第二航路等航行の時間帯は、原則として日出から日没までの間とし、次の事項を遵守すること。

- ① 漁船等の入出港が頻繁に行われる時間帯、及び定期旅客船の入出港時間を避けることが望ましい。
- ② やむを得ず夜間に入出港を行う場合は、エスコートボートを増配すること等の、航行の安全対策等について港長等と協議を行う。

### (5) 水先人の乗船

対象船舶の入出港に際しては、水先人を乗船させること。なお、総トン数4万トン以上の船舶については、やむを得ない場合を除き水先人2名を乗船させること。

(別紙2 「水先人乗船位置図」、「境水先区水先人会業務引き受け基準」参照)

### (6) 曳船の使用

対象船舶は、第二航路等航行及び回頭支援のため、曳船2隻(3,100PS以上)を使用し安全確保を図る。

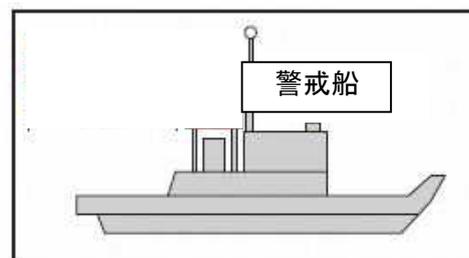
### (7) エスコートボートの配置

対象船舶のうち、総トン数4万トン以上の船舶の入出港に際しては、外部からその任務が判別できるように表示したエスコートボートを進路前方に配置すること。

(右図に例を示す。)

また、エスコートボートは次の任務を行うものとする。

- イ 対象船舶の進路の安全を確認し、進路前方の情報を適宜対象船舶に通報する。
- ロ 周囲を航行する船舶を認めた場合には、対象船舶の通航情報を周囲を航行する船舶に提供すると共に、行会い等を行わないように協力を要請する。



### (8) 係留体勢、接岸速度及び係留方法

着岸に際しては、岸壁上設置物および対象船舶の船型に十分に留意し、接岸速度は10 cm/s以下とする。

なお、昭和南1号岸壁にチップ船が係留している時に対象船舶を入出港させる場合は、水先人の見解を参考にし、可能な限り積み荷飛散防止用オイルフェンスのアンカーブイを移動させ、操船者の心理的負担を軽減する。

(別紙3-2 「整備状況図」参照、

別紙3-3~3-4 「岸壁平面図」参照 係留索取りは本図を基本とする)

## (9) 係留中の対策

### I 係留中の遵守事項

#### ① 連絡体制の確立

対象船舶が係留中は、乗組員による厳正な当直体制を確立させるとともに、安全管理の徹底を図るため、境港管理組合、港長等の関係官公庁、船舶代理店、曳船会社、水先人等の関係先との間において連絡体制を維持する。

なお、主要機関（境港管理組合、港長、船舶代理店、曳船会社、水先人）との間にあっては、24時間の連絡網を維持する。

#### ② 気象情報の収集

船舶代理店及び船舶運航者は、気象協会等専門の予報機関から又はマスメディア、インターネット等を有効に活用して、最新の気象・海象情報の収集に努める。

### II 異常気象等の対策

#### ① 係留の安全確保

係船柱、防舷材及び係留索の強度を勘案し、十分な安全率を考慮した係留限界風速は、最大船舶で 28m/s（係留索の強度）であるが、対象船舶の入出港中止基準の風速 12m/s 以下で、安全に離岸可能な風速条件下において、離岸出港できるようにする。

#### ② 荒天時等の対策

次の事項に該当する場合には、原則として対象船舶を離岸させ、安全な海域に避難させる。

- イ 港長からの勧告・命令が発出された場合
- ロ 台風及び低気圧等による強風が予想される時
- ハ 津波警報等が発表された場合
- ニ 船長が離岸する必要があると判断した場合
- ホ その他係留の続行が危険な場合

## 6 その他

- (1) 1 の対象船舶を超える船舶の入出港に当たっては、船舶諸元及び安全対策検討書をもって港長等と別途協議する。
- (2) 5（5）の水先人の乗船について、対象岸壁への係留が同一船舶において入港実績のある船長の場合、機器の性能、運航要員の連絡体制及び気象状況をふまえ、水先人と船長との協議により、1名を減ずることができる。
- (3) 5（6）の曳船の使用について、対象岸壁に入港実績がある船舶は、安全対策検討書をもって水先人会等と協議のうえ、1隻減ずることができる。
- (4) 運用時において改善すべき事項が生じた場合には、その都度、境港管理組合は協議会関係者等を招集し、その対応策を検討し、本マニュアルを改正する。

## 対象船舶入出港時の連絡手順書

### 1 対象船舶の運航調整

- (1) 対象船舶が第二航路等において他の船舶と行会い等を発生させないため、以下の手順により境港管理組合・対象船舶代理店・協議会関係者・水域利用者の各関係者間で情報共有し、入出港時の安全の確保を図る。  
(協議会会員の連絡先は、別紙4 「連絡先一覧表」参照)

### 2 用語の定義

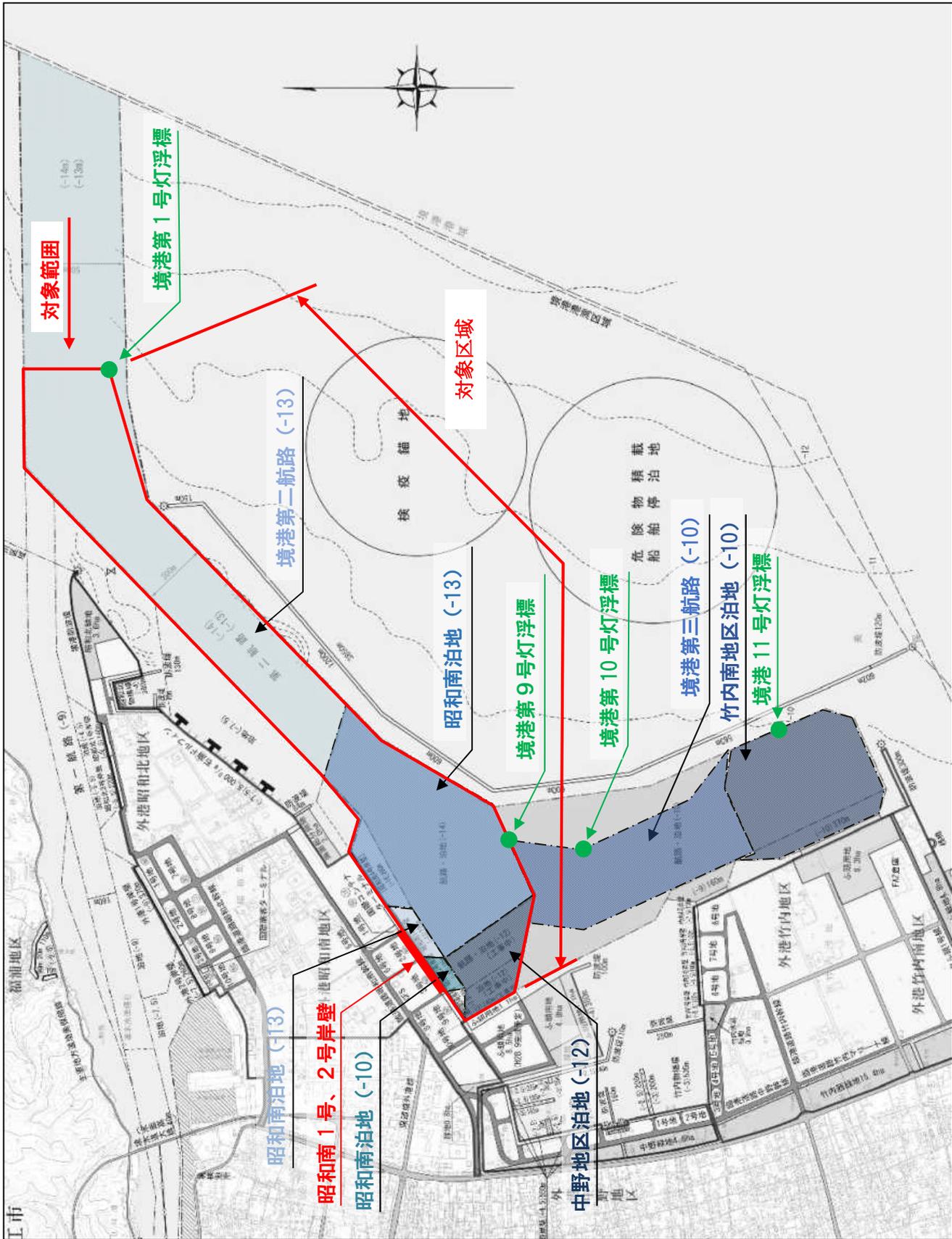
- (1) 「対象船舶代理店等」とは、対象船舶代理店、水先人、曳船会社、通船会社等の対象船舶運航関係者とする。
- (2) 「航行予定時間」とは、対象船舶が第二航路等を航行する予定時間で、着岸予定時間の1時間前又は離岸予定時間の1時間後とする。

### 3 連絡の手順

- (1) 対象船舶代理店は、対象船舶の入出港船舶情報を入手した場合には、境港管理組合に対し、速やかに連絡を行う。  
(別紙5 「境港昭和南岸壁入出港対象船舶運航調整フローチャート」参照)
- (2) 境港管理組合は、協議会会員に対し、「バイオマス燃料輸送船入出港情報（昭和南岸壁）」をFAX送付する。  
(別紙6 「バイオマス燃料輸送船入出港情報（昭和南1号、2号岸壁）」参照)
- (3) 協議会会員は、所属・関係船舶に対し、「バイオマス燃料輸送船入出港情報（昭和南岸壁）」を周知するとともに、対象船舶が境港防波堤灯台付近通航時及び昭和南1号、2号岸壁前での回頭時には競合を回避し、相互に船舶の安全を確保する。

### 5 緊急離岸時の対応

- (1) 対象船舶が、災害(自然災害・事故等)の発生及び気象海象条件の悪化が予想される場合等、直ちに離岸が必要な場合には対象船舶の船長は国際VHFにより、離岸する旨を各船舶に連絡するとともに、船舶代理店等を通じて境港管理組合、水先人及び曳船会社等に連絡を行う。
- (2) 境港管理組合は、緊急離岸情報を入手した場合には、協議会会員に対し、電話又はFAXにて航行予定時間を連絡する。  
(別紙7 「バイオマス燃料輸送船緊急離岸情報（昭和南1号、2号岸壁）」参照)



区域平面図

【水先人乗船位置図】

水先人の乗船場所は、35-33.0 N 133-19.0 E 付近（パイロット乗船場所 No. 2）とする。



船舶待機箇所

【境水先区水先人会業務引き受け基準】（参考）

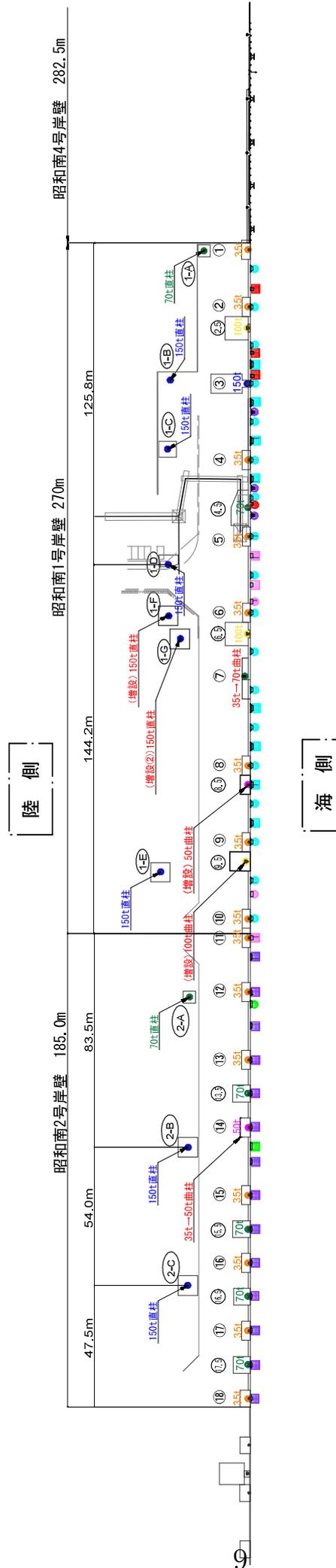
（令和 3 年 9 月 改定）

境水先区水先人会業務引き受け基準表	
気象・海象	平均風速：12 m/s 以下、有義波高：1.5 m を限界とする。 但し、大型チップ船の入出港については平均風速 10 m/s 以下とする。
喫水	余裕水深が予定航路上すべてにおいて喫水の 10% 以上であること。
視程	1,000 m 以上あること。 但し、大型チップ船は、1 海里。 D/W10,000 トンを超える 3 区入出港船、並びに全長 210m 以上の旅客船は、2,000m 以上とする。
エアードラフト	最高 38.0m（境水道大橋を通過する船舶）
タグ使用基準	総トン数 8000 トン未満の船舶・・・1 隻 総トン数 8000 トン以上の船舶・・・2 隻 （但し BOW THRUSTER 装備船については状況により減ずることも可能）
境水道通航基準	境水道大橋から江島大橋に至る区間に入出港する重量トン 1000 トン以上の外航船には、水先人を乗船させること。 （平成 10 年 8 月における境港港湾安全対策協議会取り決め事項）
水先人乗船場所	No. 1 境港防波堤灯台から 110 度 2.0 海里付近 (35-32.45N 133-18.6E) No. 2 35-33.0N 133-19.0E（大型船及び客船）

（大型チップ船とは載貨容積約 420 万 CFT 以上かつ全長約 209M 以上の船舶を言う。）



S=1:3000 (A4)

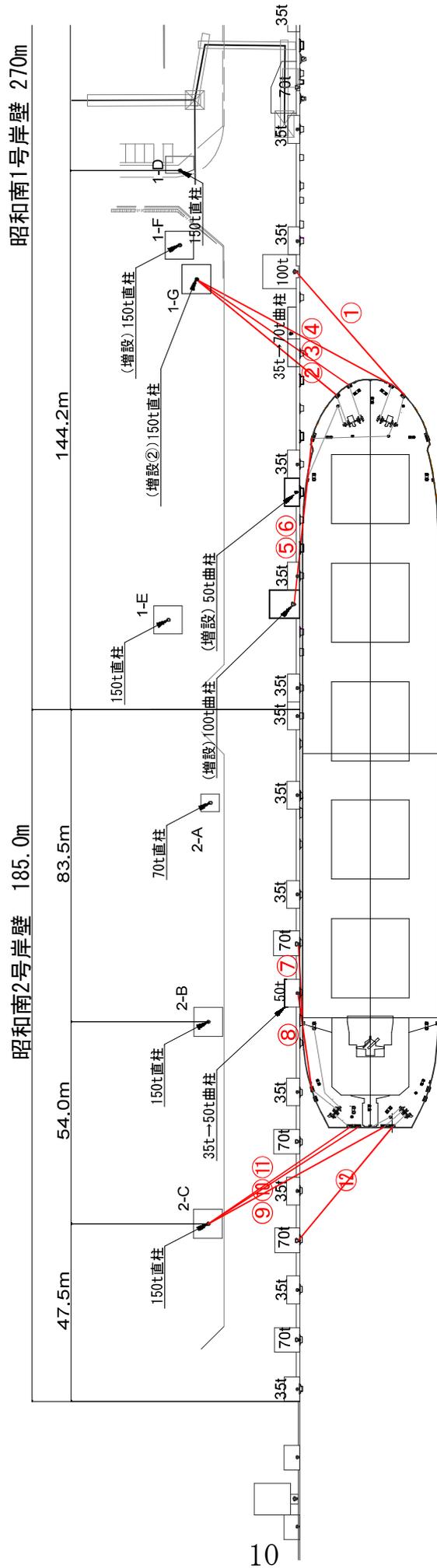


(凡例)

防眩材		
■	V型 (800H×1500L、横付)	: 1 4 基
●	V型 (600H×2300L、2段横付)	: 1 基
■	V型 (600H×2500L、2段横付)	: 1 基
■	V型 (1000H×1500L、横付)	: 3 基
●	V型 (1000H×1800L、横付)	: 2 基
●	V型 (800H×1500L、横付)	: 1 8 基
■	V型 (800H×2000L、横付)	: 8 基
●	V型 (1000H×1000L、横付)	: 1 基
■	V型 (1300H×1000L、横付)	: 3 基
●	V型 (1300H×1000L、横付)	: 3 基

対象岸壁平面図 (昭和南1号、2号岸壁)

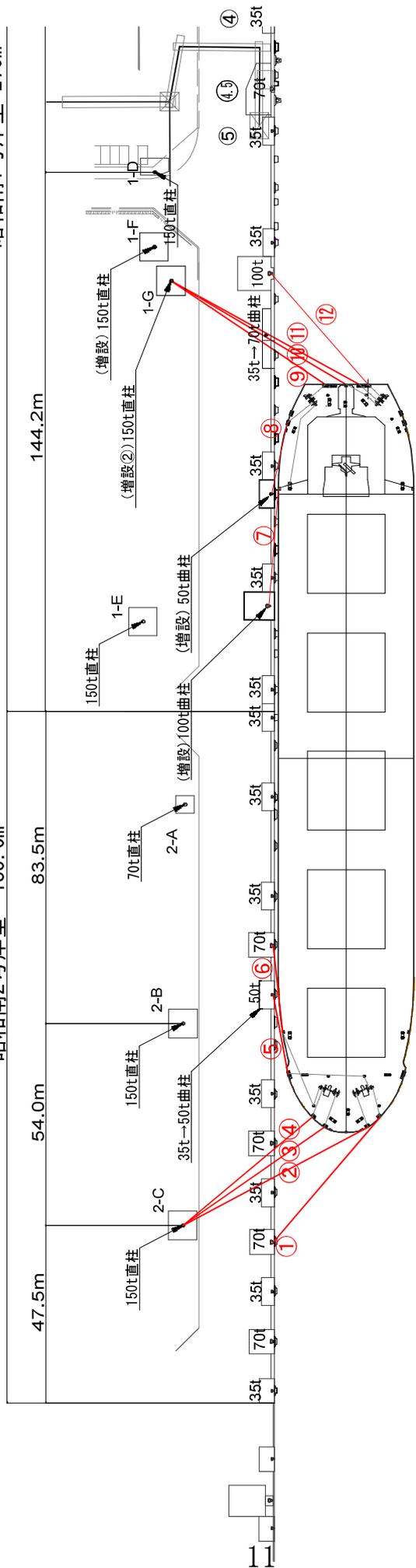
整備状況図



岸壁平面図【出船接岸（左舷）】

昭和南1号岸壁 270m

昭和南2号岸壁 185.0m

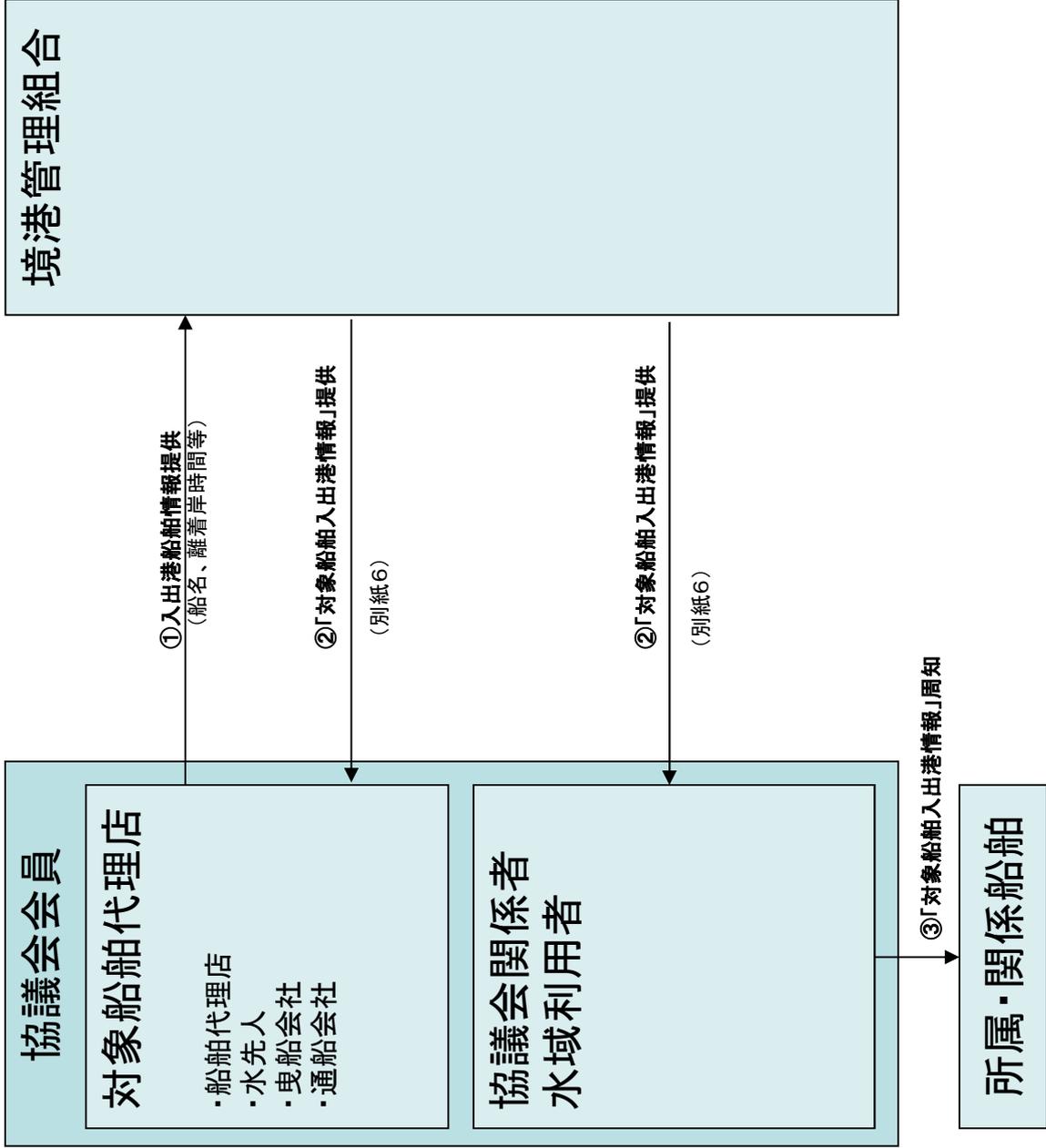


岸壁平面図【入船接岸（右舷）】

境港港湾安全対策協議会 連絡先一覧表

	機 関 名	電 話	FAX	備 考
対象船舶代理店	境水先区水先人会	0859-30-2421	0859-30-2128	
	境港海陸運送株式会社	0859-42-2124	0859-47-0088	
	株式会社エクスプレスジャパンサービス	045-782-4226	045-782-4226	
	株式会社 日本海ポートサービス	0859-42-3777	0859-42-4117	
	有限会社 遠藤通船	0859-44-0935	0859-44-0936	
協議会関係者	株式会社 トクヤマ 米子サービスステーション	0859-42-2191	0859-42-3746	
	境港長(境海上保安部)	0859-42-2534	0859-42-2534	
	国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所	0859-42-6492	0859-42-3173	
	鳥取県境港水産事務所	0859-42-3167	0859-42-3169	
	国土交通省中国運輸局 鳥取運輸支局	0859-42-2169	0859-42-2160	
	水産庁境港漁業調整事務所	0859-44-3682	0859-44-3683	
	島根県松江県土整備事務所	0852-32-5694	0852-32-5716	
	島根県松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	0854-32-4150	0854-32-2825	
	鳥取県西部総合事務所 米子県土整備局	0859-31-9711	0859-31-9719	
	境港市	0859-47-1027	0859-47-1086	
	株式会社 上組 境港支店	0859-45-8707	0859-45-7182	
	隠岐汽船株式会社 境港旅客営業所	0859-44-4281	0859-42-3374	
	境港水産物市場管理株式会社	0859-30-2626	0859-30-2656	
	全国漁業協同組合連合会 境港油槽所	0859-44-0851	0859-42-3718	
	鳥取県石油協同組合 境港支部	0859-42-2155	0859-42-3645	
	宇部三菱セメント株式会社 境港サービスステーション	0859-42-3741	0859-44-6808	
	太平洋セメント株式会社 境港サービスステーション	0859-44-2721	0859-44-7580	
	住友大阪セメント株式会社 境港サービスステーション	0859-44-3721	0859-44-3721	
	王子製紙株式会社 米子工場	0859-27-3112	0859-27-3434	
	境港地区造船協議会	0852-72-2309	0852-72-2395	
	一般社団法人 境港水産振興協会	0859-44-6668	0859-44-6740	
	鳥取県漁業協同組合 境港支所	0859-44-0225	0859-44-0227	
	外江漁業組合	0859-42-6478	0589-42-6478	
	中海漁業協同組合	0852-52-2172	0852-52-2173	
	漁業協同組合JFしまね 美保関支所	0852-72-2512	0852-72-2543	
	漁業協同組合JFしまね 境港支所	0859-44-0220	0859-44-0238	
	鳥取県港湾建設協会	0857-22-7263	0857-27-9539	
	鳥取県港湾協議会	0859-44-1551	0859-44-6043	
	島根県港湾漁港建設協会	0852-23-1055	0852-23-8977	
	鳥取県セーリング連盟	0859-37-4020	0859-37-4021	
水域利用者	東西オイルターミナル株式会社 境港油槽所	0859-42-4311	0859-42-4314	
	境港総合技術高等学校	0859-45-0411	0859-45-0413	
	鳥取県水産試験場	0859-45-4500	0859-45-5222	
	神戸税関境税関支署	0859-42-2310	0859-42-2450	
	境港管理組合	0859-42-3706	0859-42-3735	

# 境港昭和南岸壁入出港対象船舶運航調整ワークシート



重要・至急

令和 年 月 日

FAX 送信先	境港港湾安全対策協議会会員 中海 3 港湾（松江・安来・米子港）港湾管理者 御中 水域利用者
発信元	境港管理組合 TEL：0859-42-3705（直通） FAX：0859-42-3725
件名	バイオマス燃料輸送船入出港情報 （昭和南 1、2 号岸壁）

バイオマス燃料輸送船が第二航路等を航行する予定としております。  
 境港昭和南岸壁入出港船舶運用マニュアル（バイオマス燃料輸送船）に従い、  
 相互に船舶の安全確保に努めて頂きますようお願いいたします。

バイオマス燃料輸送船第二航路等航行予定時間  
 月 日 時 分～ 月 日 時 分

船名 \_\_\_\_\_

（総トン数                    ton、全長                    m）

着岸・離岸予定時間                    月 日 時 分

重要・至急

令和 年 月 日

FAX 送信先	<b>境港港湾安全対策協議会会員</b> <b>中海 3 港湾（松江・安来・米子港）港湾管理者 御中</b> <b>水域利用者</b>
発信元	境港管理組合 TEL : 0859-42-3705 (直通) FAX : 0859-42-3735
件名	<b>バイオマス燃料輸送船緊急離岸情報</b> <b>（昭和南 1、2 号岸壁）</b>

昭和南岸壁に着岸しているバイオマス燃料輸送船が緊急離岸することとなりました。

境港昭和南岸壁入出港船舶運用マニュアル（バイオマス燃料輸送船）に従い、相互に船舶の安全確保に努めて頂きますようお願いいたします。

**バイオマス燃料輸送船第二航路等航行予定時間**  
 月 日 時 分～ 月 日 時 分

船名 \_\_\_\_\_  
 （総トン数 \_\_\_\_\_ ton、全長 \_\_\_\_\_ m）

着岸・離岸予定時間 \_\_\_\_\_ 月 日 時 分